## 審査の結果の要旨

氏名 中野美季

農産物の生産以外の「農業の多面的機能」は、1980年代以降、西欧諸国で認知・検討され、わが国においても多くの研究や事例が蓄積されている。多面的機能には、地域の景観を維持する機能、生物多様性を豊かにする機能、洪水を防止する機能等が知られ、それら機能を数量化する研究も多く行われている。加えて農業には、人を癒やすという効用があることも知られており、近年では農業セラピー、農福連携といった事業も行われ始めている。多面的機能の中でもとくに人にかかわる機能を社会に取り込んで行く試みは、多くの国で行われてきているが、そのトップランナーであるイタリアの社会的農業(Agricoltura Sociale)は、どのようにして発生し、発展してきたかを、本論文では明らかにしようとしている。すなわち、イタリアで起こった社会的農業が、どのような特徴と独自性を持っているのか、そしてそれが成立した要因は何だったのかを、本論文では追究している。

1985年のアグリツーリズモ法を起点としてイタリア農村部では農業の多面的機能を活用した農家の多角経営が進展し、地域経済、景観、居住環境が改善されてきた。一方、経済不況によって削減されてきた行政サービスを住民の手で補うボトムアップ活動も各地で見られるようになってきた。現存する地域の農業資源を活用し、農業生産の場に多様な困難を抱える障碍者・労働弱者を包摂する社会的農業はその主要な動きの一つであり、近年、イタリアのみならずEUレベルで有効性への認識が高まっている。

そこで本論文では、3つの国際共同研究の成果からイタリアの社会的農業の概要と特徴を ヨーロッパ他国と比較し、イタリアの独自性が、社会的協同組合の存在にあることを確認 している。そして、社会的協同組合の生成と起源を歴史・社会的背景から明らかにしてい る。すなわち、戦後復興と奇跡の高度成長、急速な都市化の歪みによる新しい貧困問題の 出現、 その問題意識から高まった労働運動が、より広い民主化運動に続き、1970年代には 先進的な「特殊学級廃止」および「精神病院廃止」の法律が成立したことを述べている。 さらに、農村部の変化、国と州の分権化の進展、市場原理主義とグローバリズムのへの反 動として生成した食のオルタナティブへの動きを確認し、その最先鋒は 1986 年に始まっ たスローフード運動であったことを示している。続いて、イタリアの 社会的農業実践者の 実像を把握するために、4事例のフィールド調査を実施し、実践主体は個人農業経営者およ び社会的協同組合であること、小規模経営であること、経営多角化が進んでいること、直 売が進んでいること、有機農業の実施率が高いこと、地域の多様なアクターとのネットワ 一クを活用していることであることを明らかにした。さらに社会的農業草創期の成功事例 分析により内発的生成・発展の要件を検討した。地域からボトムアップで生成し地域ネッ トワークの力で発展を遂げたヴァルデーラの事例は、地域の必要を深く理解するキーパー ソンが、強い意志を持って地域に資する行動を起こすことから始まったことを示している。

そして、その熱意が周囲に強い動機を植え付け、徐々にネットワークが築かれてゆく経緯 を示している。

以上の論点および考察で構成される本論文は、以下の点で評価できる。

第一には、社会的農業の実践において、労働弱者、生産者、地域住民、そして地域行政・ 地域保健機構といった各セクターは何を行うのか、どういう役割を担っているのかを明ら かにしたことである。

第二には、国法成立の経過を明らかにしたことである。すなわち、2009 年から順次公布された州法における社会的農業の位置づけの変遷を年代順に追うことから、社会的農業が認知されて行く過程が読み取れ、最終的に州法を統合した形となった 2015 年の国法において、社会的農業は地域社会全体に資する革新的な社会政策としてメインストリームの役割を期待されていることを明らかにした。

第三に、社会的農業の社会的・歴史的背景の調査・考察によって社会的農業の起源の存在を明らかにしたことである。

第四には、農業・農村における障碍者・弱者の「包摂」は古くからイタリアの農村で互助的に行われていたが、近年の社会的農業の普及により革新的な方法として改めて注目されたことを示した。さらに誰もが仕事と居場所を見つけられる農業の多様性、自然に向き合う環境の清々しさ、評価や批判をしない植物や動物に向き合う安らかさ、仕事の成果が手に取れる充実感といった、農業の「寛容」な豊かさが弱者の包摂にも効用をもたらしていると考察している。

以上より、本論文は、イタリアにおいて社会的農業が登場した経緯を詳細に明らかに したものであり、その意義は大きい。なお、本論文第5章は、山路永司との共同研究で あるが、論文提出者が主体となって分析および検証を行ったもので、論文提出者の寄与 が十分であると判断する。

よって、審査員は一致して博士(国際協力学)の学位を授与するに値すると判断した。